

安全の手引き

2019年 2月

在エルサルバドル日本国大使館

目 次

I. 序言

II. 防犯の手引き

1. 防犯の基本的心構え
2. 最近の犯罪発生状況
3. 防犯のための具体的注意事項
4. 交通事情と事故対策
5. テロ・誘拐対策
6. 一般犯罪に遭遇した時の措置

III. 緊急事態対策マニュアル

1. 平素の準備と心構え
2. 緊急時の行動

別添1: 緊急連絡先

別添2: 緊急事態に備えてのチェックリスト

別添3: 簡単な緊急時の現地語表現(スペイン語)

I. 序言

エルサルバドルにおける凶悪犯罪及び一般犯罪の発生率は依然高い数値を記録しており、2018年の10万人当たりの殺人発生件数は約50件と報告されています。これは、2017年よりも下がったものの、中米地域において最悪の数値です。特に銃器を使用した強盗事件や殺人事件等が頻繁に起こっており、常日頃から危機意識及び防犯意識を高く持つことが必要となります。また、エルサルバドルでは風水害・地震等の自然災害が発生しており、2009年にハリケーンアイダ、2010年にハリケーンマシュー及びニコル、2011年に熱帯低気圧E-12による風水害が発生したほか、2001年及び2014年にマグニチュード7以上の死者を伴う大地震が発生しているため、自然災害に対する備えも必要です。

在エルサルバドル日本国大使館では、エルサルバドルに滞在(渡航)される邦人の皆様の安全確保のため、防犯対策、自然災害等緊急事態発生時に備えた平素からの心構え及び緊急時の行動方針について取りまとめました。エルサルバドルに滞在(渡航)される邦人の皆様には是非御一読頂き、参考としていただければ幸いです。また、平素より、当国の治安情勢や各種情報にアンテナを張り、自らの安全は自らが守るという意識をもって、御自身及び御家族皆様の安全確保に万全を期して頂きますようお願いいたします。

引き続き、在エルサルバドル日本国大使館は、邦人の皆様の安全確保のお役に立てるように努めて参ります。当地の治安情勢、緊急事態の対応に関する御質問御意見等がありましたら下記まで御連絡ください。また、万が一、犯罪被害に巻き込まれてしまった際にも御連絡いただけますようお願い申し上げます。

在エルサルバドル日本国大使館 (EMBAJADA DEL JAPON EN EL SALVADOR)

TEL: 2528-1111

大使館代表メール: repcion@sv.mofa.go.jp

領事窓口代表メール: consulado@sv.mofa.go.jp

II. 防犯の手引き

エルサルバドルでの生活は、様々な点で日本での生活とは異なります。日本はエルサルバドルに比べて犯罪も少なく治安の良い国であるだけに、日本にいる感覚で当国にて生活した場合、犯罪に巻き込まれる可能性が非常に高くなるため、注意する必要があります。

当国においては青少年凶悪犯罪集団(マラス)による殺人、恐喝、盗難・窃盗等の犯罪が頻繁に行われており、マラス間(MS13, M18R, M18S)の縄張り争いによる抗争や、治安当局との銃撃戦が各地で発生しています。また、公共路線バスを狙った銃撃事件や、観光名所での強盗殺人事件等も頻繁に発生しています。また、比較的安全とされているサンサルバドル市のエス

カロン地区やサンベニート地区であっても、ナイトバー付近における殺人事件、レストランにおける強盗事件や車上荒らし、路上強盗による犯罪被害が発生しています。

公共の治安を確保することは、その国の政府・治安当局の役割・責任ですが、現状に照らし、一人ひとりが日頃から「自分の身は自分で守る」という意識と態度を持って生活することが重要です。

1. 防犯の基本的な心構え

(1) 自分と家族の安全は自分たちで守る

- ア. 不要不急の外出をしない(特に夜間帯の外出は避ける)
- イ. 危険とされる場所には近づかない(首都セントロ地区及び危険レベル2の地域)
- ウ. 公共路線バスや徒歩での外出はしない(自家用車又はラジオタクシーを利用する)
- エ. 外出前に渋滞状況や走行ルートを勘案する
- オ. 目立つ服装は避け、多額の現金及び貴重品を持ち歩かない
- カ. 見知らぬ人を安易に信用しない
- キ. 万一、犯罪に遭遇しても絶対に抵抗しない(見せ金20ドル程度を準備しておく)
- ク. 自分は大丈夫だという油断は絶対にせず、常に危険予測を行い、行動する

(2) 安全のための次の三原則を守りましょう

- ア. 目立つ行動・服装は避け、現地にとけ込む
- イ. 行動を予知させない、パターン化しない(SNS等に行動予定等を安易に公開しない)
- ウ. 用心を怠らない、予防こそが最大の危機管理

2. 最近の犯罪発生状況

殺人・強盗・盗難・傷害事件がもっとも多く発生しているのが、サンサルバドル県です。また、犯罪が多発し、特に危険とされる都市は以下のとおりですので、ご注意ください。

【犯罪多発都市】

- サンサルバドル県: サンサルバドル市セントロ地区周辺, シウダ・デルガード市, メヒカーノス市, アポパ市, ソヤパンゴ市, イロパンゴ市, サン・マルティン市, パンチマルコ市, アギラレス市
- ラ・リベルタ県: ラ・リベルタ市, ケサルテペケ市, コロン市, サン・フアン・オピコ市, シウダ・アルセ市, サンマティアス市
- ソンソナテ県: イサルコ市, アルメニア市
- サンタアナ県: サンタアナ市, チャルチュアパ市
- サンミゲル県: サンミゲル市, モンカグア市
- ラ・パス県: サカテコルカ市
- アウアチャパン県: アウアチャパン市, アティキサヤ市
- ウスルタン県: ウスルタン市, ヒキリスコ市
- クスカトラン県: サン・ペドロ・ペルラパン市

(1)殺人事件

1月から12月までの殺人被害者数

	2017年	2018年
全 国	3,954人	3,340人

※殺人発生時間は夜間帯がもっとも多く、地域としては都市部で約60%村落部で約40%発生しています。年齢別では、18～30歳がもっとも多く、殺人被害者の約90%が男性です。また、凶器については、銃火器による犯罪が約80%となっています。

(2)誘拐事件

1月から12月までの誘拐事件発生件数

	2017年	2018年
全 国	15件	15件

※マラスによる誘拐事件のほとんどが殺人を目的としたもので、身代金要求はするものの、人質は解放されず、殺害されています。誘拐の主な標的は、中間富裕層である商店主や地方の農業経営者、米国に家族がいる人たちです。なお、外国人を標的とする情報には触れておらず、邦人にとっての脅威についても確認されていません。

(3)強盗(車両強盗を含む)事件

1月から12月までの強盗事件被害者数

	2017年	2018年
全 国	4,329件	3,914件

(2)窃盗(車両盗難を含む)事件

1月から12月までの窃盗

	2017年	2018年
全 国	8,985件	8,172件

※強盗及び窃盗事件は路上、市場、路線バス車内で多発しており、ショッピングセンターやレストランの駐車場での犯行も目立ちます。特に貧民街、セントロ地区への立ち入りや、路線バスでの移動は避けるようにしてください。なお、本データは治安機関の認知件数であり、犯罪被害者の多くはマラスの報復を恐れ、被害届けを出さないことが多く、実際には更に多くの事件が発生しています。

3. 防犯のための具体的注意事項

(1)住居の選択

- ア. 比較的安全な地域の住宅地を選択し、貧困地区に近い地区は避けて下さい。
- イ. 高級住宅街であっても近くに貧民街が存在することがあるので注意して下さい。防犯面を考慮し、出来る限り独立家屋は避け、警備員が24時間配備されているマンション等の集合

- 住宅を選択してください。やむを得ず独立家屋に居住する場合であっても、信頼できる警備会社による警備員の配置や機械警備設置等の24時間対策を講じることをお勧めします。
- ウ. 周辺環境が良くても、勤務先や通学先等のアクセスで貧困地区や危険地域を通過しなければならぬような居住区は極力避けてください。また、アクセス経路は最低2本以上確保してください。
 - エ. 集合住宅では、門番又は警備員による出入管理が徹底され、駐車場も外部から見えない構造が望まれます。また、不正侵入防止の観点から、外部からの侵入が困難な3階以上の住居で、テラス等から侵入できないよう周囲に足場となるものが無い物件を選択してください。また、マンションの屋上から侵入されるケースもあるため、最上階への入居は避けてください。
 - オ. 玄関の扉には覗き窓及びチェーンを付け、在宅中はチェーンを常時掛けるようにしてください。また、内側から扉を開けるときは必ず覗き窓から外を確認し、不用意に扉を開けないようにしてください。
 - カ. 窓は常に施錠が出来るよう良好な状態を保ってください。
 - キ. 夜間、玄関及び庭等は適切な明るさを保つようにしてください。
 - ク. 面識の無い人を安易に自宅に入れないようにしてください。
 - ケ. 夜間外出の際は防犯面から居間等の照明を点灯しておくことをお勧めします。
 - コ. 集合住宅の出入管理が良好な状態であるか常に関心を持つように努めてください。
 - サ. 家主、管理会社及び隣人等とは良好な関係を保つようにしてください。
 - シ. 住居地区の空き家、空き地の有無に注意してください。
 - ス. 自家発電機や貯水タンク等が設置されている住居を選択してください。

(2) 警報装置及び機械警備の設置

- ア. 防犯のための警報装置及び機械警備を自宅に設置することを検討してください。
- イ. 設置した警報装置の動作確認を定期的に変更してください。
- ウ. 警備会社との契約により警報装置を設置する場合、鍵を警備会社に預けないでください。

(3) 電話の措置

- ア. 電話帳は貴重品と同様に管理し、目に付く場所に置かないように保管・管理してください。
- イ. 電話番号を電話機に貼らないようにしてください。
- ウ. 知らない電話番号からの電話は、極力とらないようにしてください。
- エ. 電話を受ける場合は名前を名乗らず、まず相手を確認してください。
- オ. 使用人及び子供が電話に出る際は、安易に名前や住所等の個人情報を言わないよう指示してください。
- カ. 自宅の電話番号は信頼できる人以外には教えないようにしてください。
- キ. 嫌がらせ又は悪戯の電話は速やかに切るようにしてください。
- ク. 間違い電話の場合、その旨のみを伝え、名前・電話番号は言わないでください。
- ケ. 少しでも不安を感じた時は電話番号を変更してください。
- コ. 電話機は相手の電話番号が表示されるものを設置してください。

(4) 鍵の措置

- ア. 鍵の管理は極めて重要です。保管については十分に注意するとともに、鍵を紛失した場合は、すぐに錠前を変更してください。
- イ. 家屋入居時に、錠前を全て交換するか新しい錠前を増やす等の措置を講じてください。
- ウ. 鍵は予備鍵を含め数を把握し、その所在を明確にしておいてください。
- エ. 不要な予備鍵は作成せず、予備鍵を作る場合には、不正に複製される可能性を考慮し信頼できる店に依頼してください。
- オ. 玄関の錠前は極力二重以上にしてください。
- カ. 鍵又は鍵束には所有者の身元及び鍵の使用箇所が判別できるようなタグ等を付けないようにしてください。
- キ. 使用人等の第三者に鍵を預けることは、極力避けてください。
- ク. 外出時、玄関周辺に鍵を隠しておくことはしないでください。
- ケ. 使用人を変更する場合は、錠前を交換するか増設してください。

(5) 使用人の注意事項

- ア. 海外生活における空き巣等の事件は、使用人が関係しているケースが多くあります。雇用前に身元調査を行い雇用後も常に動向に注意してください。
- イ. 使用人には十分に防犯教育を行ってください。
- ウ. 使用人の心情の変化や動向に注意してください。
- エ. 使用人の知人や友人関係についても可能な限り確認してください。
- オ. 使用人には職務上知り得た個人情報等を第三者へ話さないよう教育してください。
- カ. 使用人の家族、知人を含めた第三者を使用人の判断で自宅内に入れさせないよう教育してください。
- キ. 夜間、使用人に起こされても不用意に寝室の扉を開けないようにしてください。
- ク. 使用人を解雇する場合は、逆恨みされないよう配慮してください。
- ケ. 旅行や出張で不在になることが決定しても、早くから使用人に伝えないようにして下さい。

(6) 外出の際の注意事項

- ア. 不要不急の外出は避けてください。
- イ. 外出の際、目立つ服装は避け、貴金属、時計、宝石類等は身に付けないようにしてください。なお、パーティー等で装飾品が必要な場合は、目的地直前に身につける等の工夫をしてください。
- ウ. 多額の現金は持ち歩かず、現金の出し入れ時には人目に付かぬよう注意し、分散して所持してください。また、携帯電話も安全な場所で人目につかないよう利用してください。
- エ. 周囲の状況や人の動きにも気を配り、特に小さい子供を連れている場合はハンドバック類の盗難に注意して下さい。
- オ. 見知らぬ人から不意に話しかけられても相手にしないようにしてください。
- カ. 貧しい人々が多く住む地区や危険とされる地域には近づかないようにしてください。

キ. 路線バスや徒歩での外出はせず、自家用車及びラジオタクシーを利用するようにしてください。

ク. 万一、強盗に遭遇した場合に備え、捨て金(20ドル程度)を準備しておき、人命を第一とした行動に努め、絶対抵抗はしないでください。

(7) 身分証明書

パスポートや外国人登録証は、エルサルバドルにおける大事な身分証明書です。外出する時には、必ず外国人登録証又はパスポートのコピーを携帯して下さい。また、紛失したり、盗まれないよう十分ご注意ください。

(8) 自動車の注意事項

ア. 通勤、通学及び買物等は、時間帯や走行経路に変化をつけ、一定のパターンを作らないよう心掛けて下さい。

イ. 路上駐車はしないでください。警備員が配置されたショッピングセンター等の駐車場であっても車両盗難や車上荒らしが発生していますので、駐車する際は、極力、人目が多い場所に駐車するようにしてください。また、貴重品等を車両内に放置しないでください。

ウ. 車両に警報装置を取り付け、短時間の駐車であっても警報が作動するようにしてください。

エ. 走行中であっても窓を閉め、扉は全てロックしてください。

オ. 回避行動が可能な道路の中央付近を可能な限り走行し、路上での不要な停車を避け、信号等で停車する際には、前車との車間を十分に取り、物売りや大道芸人等を含め中央分離帯や交差点付近にいる人にも注意してください。

カ. 信号待ちや渋滞での停車中に強盗に遭遇するケースが増えているため、外出前に予め渋滞情報を確認し、信号の少ない走行ルートを選択する等の工夫をしてください。

キ. バック・ミラー及びドア・ミラーを確認し、尾行車両の有無に注意してください。尾行されていると判断した場合、経路を変更し、警察署またはショッピング・センター等に避難するようにしてください(安易に停車することは危険です)。

ク. 普段から燃料は半分以上確保し、車両に異常がないかメンテナンスを励行してください。

(9) 旅行の際の注意事項

ア. 自家用車を利用して地方へ旅行する場合は、主要幹線道路を利用するとともに、日中に行動し、日没前には宿舎又は自宅へ到着するように計画してください。

イ. 計画は慎重に立て、旅行先及び路程の治安状況を事前に入手してください。

ウ. 安宿等を利用せず、警備水準の高いホテルを選択してください。

エ. 高級ホテル及びレストランでも盗難事件が発生しています。自分の持ち物から目を離さないよう常に注意してください。

4. 交通事情と事故対策

(1) 交通事故にあった場合の措置

ア. 軽微な事故であっても、安全を確保した上で警察や保険会社に連絡する等、然るべき措置をとってください(事故の際、警察の指示がある前に車両を動かすと、隠蔽行為と見なさ

れ、不利な状況になることがあるので、渋滞が発生しても、現場保存を心がけてください。なお、事故現場が危険な場所であると判断した場合は、警察にその旨通報し、その場を離れることも検討してください。)

- イ. 全ての事故をカバーする保険に加入しておくとともに事故が発生した際には速やかに保険会社に通報してください。
- ウ. 負傷者が発生した場合は、人命を第一に考え、負傷者を安全な場所に移動させる等の措置をとってください。
- エ. たとえ加害者側であったとしても安易に謝罪することはしないでください。自分の非を認めることで損害賠償請求等において不利になる場合があります。
- オ. 被害者側になった場合には、相手(加害者側)の身元を確認してください。万一、相手が逃走した場合には車種、車体の色、車両ナンバーを記録し警察に通報してください。
- カ. 事故処理に集中するあまり、バック等の身の回りの物を車両内に放置したままにしないよう注意してください。
- キ. 身に危険を感じた際は、その場を一時離れてから警察へ通報してください(事故後に当事者間で口論となり、最終的に殺人事件に発展するケースもあり、事故の相手次第によっては、警察や保険会社が到着するまで接触しない判断も必要です。)

(2) 駐車違反・速度違反等の交通違反で警察に捕まった場合

日本と同様に交通違反切符を渡されます。違反切符の指示に従い、反則金を払い込めば手続は完了します。交通違反の程度によっては、車両及び運転免許証を警察に没収されることがありますが、反則金支払証明書を所轄の警察署に持参すれば車両及び運転免許証を返却されます。

5. テロ・誘拐対策

(1) テロ対策

- ア. 2015年8月24日、当国最高裁判所は、青少年凶悪犯罪集団(マラス)をテロ組織に指定しました。社会システムの崩壊を企てる過激派マラスが存在していますので、マラスの強い影響下にある地域(危険レベル2の地域)、人が多く集まる場所及び公共性の高い場所では特に注意する必要があります。
- イ. 2017年、2018年にテロ事件は発生していませんが、2015年にはホテルへの手榴弾投げ入れや自動車爆弾事件、路線バスに対する銃乱射事件や放火事件が多発しました。
- ウ. 現在までのところ、当国において日本人・日本権益が直接テロの標的となるような情報は確認されていませんが、近年、シリア、チュニジア及びバングラディッシュにおいて日本人が殺害されるテロ事件が発生しています。また、テロは、日本人が数多く渡航する欧米やアジアをはじめとする世界中で発生しており、特に近年では、単独犯によるテロや一般市民が多く集まる公共交通機関等(ソフトターゲット)を標的としたテロが頻発していることから、こうしたテロの発生を予測したり、未然に防ぐことが益々困難になっています。このようにテロはどこにでも起こり得ること及び日本人が標的となり得ることを十分に認識し、テロ被害にあわな

いよう、海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心掛けてください。

(2) 誘拐対策

- ア. 誘拐犯は、まず複数のターゲットを選び、その家族構成、行動パターン(出勤時間や帰宅時間)、警備措置などを数週間から数ヶ月調査し、犯行可能なターゲットを決定すると言われています。
- イ. 出勤帰宅時が最も危険とされており、「誘拐の前兆」をいち早く察知することが重要です。例えば、不審電話や尾行される等の兆候が少しでもあった場合は、治安機関に相談する等、警戒を強化してください。
- ウ. 日頃から十分な警戒心を持つとともに、適宜通勤時間や通勤経路を変え、休日の行動も監視されている可能性があるとの認識のもと、パターン化された行動をしないように努めてください。また、SNS(FacebookやTwitter)に行き先等の予定を書き込まないようしてください(安全の三原則:行動を予知されない)。
- エ. 誘拐事件の発生に備え、必要な資料(氏名、住所、旅券番号、身分証明書番号、身体的特徴、自動車番号、趣味や所属クラブ、医療記録、家族相互の合い言葉等)を整理し、身内や信頼のおける第三者に伝えておくことも重要です。これは、家族又は犯人との交渉者が誘拐された本人を特定するために必要な情報となります。
- オ. 万一、誘拐事件が発生した場合、直ちに大使館へ連絡し対応策を協議するようしてください。

6. 一般犯罪に遭遇した時の措置

犯罪に遭遇した場合には、以下の措置をとるとともに大使館へ連絡してください。

- (1) 現金・貴重品を盗まれた場合、最寄りの警察署に被害届を提出し、ポリスレポートを取得してください。これは、警察への通報になるだけでなく、被害品に保険がかかっている場合、保険会社の手続きに必要となります。車両の部品等が盗まれた場合にも同様の手続きを行ってください。
- (2) 身分証明書を盗まれた場合、警察に被害届けを提出し、盗まれた身分証明書の悪用を防止するために、速やかに身分証明書の発行元に連絡してください。
- (3) パスポートを盗まれた場合は、速やかに大使館へ連絡してください。なお、パスポートの紛失処理及び再発給には以下の書類が必要となります。

ア. 一般旅券紛失届 1通

イ. 一般旅券再発給申請書 1通

ウ. 戸籍謄本(抄本) 1通

エ. 警察の盗難証明書(紛失証明書) 1通

オ. 写真(サイズ:縦45mm×横35mm、頭は頭部から顎までが34mm±2mm) 2葉

※写真は、ふちなし、正面、無帽、無背景の6ヶ月以内に撮影されたもの(サングラス不可)

カ. その他指示されたもの

- (4) クレジット・カード及びトラベラーズ・チェックを盗まれた場合、悪用を防止するために速やかに発給元に連絡してください。万が一に備え発給会社名、電話番号、クレジットカード及びトラベラーズ・チェックの番号と有効期間等を控えておいてください。
- (5) 強盗・恐喝に遭遇した際は、絶対に抵抗せず、人命第一に行動してください。
- (6) 空き巣被害に遭った際は、無闇に立ち入ったりはせず現場保存に努め、速やかに所轄の警察署に被害届を提出してください。

Ⅲ. 緊急事態対策マニュアル

1. 平素の準備と心構え

(1) 連絡体制の整備

ア. 3か月以上の滞在を予定している方は旅券法第16条の規定により、在留届を提出してください。

イ. 引越しや転勤で住所や電話番号等に変更があった場合は、提出済みの在留届にかかる「変更届」を提出してください。なお、日本へ帰国される際には「帰国届」、他国に転出される場合は「転出届」を提出してください。

※上記の在留届、変更届、帰国届及び転出届の手続きは、在留届電子届出システムのご利用をお勧めします(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)。

ウ. 短期滞在される方も渡航前に「たびレジ」(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>) の登録をお勧めします。登録することで、緊急事態発生時に大使館からの迅速な連絡及び支援が可能になります。

エ. 緊急事態に備えて、家族間、企業間での緊急連絡方法を決めておいてください。また、日頃からご自身の所在を家族間や企業内で明確にするようにしてください。

オ. 緊急事態発生の際には、提出された在留届及びたびレジの登録内容を基に、大使館より関連情報を提供するとともに、必要に応じ、避難場所や避難方法の連絡を行います。電話回線等が使用できない場合は、NHK 海外放送や大使館の緊急 FM 放送により必要な連絡を行うことがありますので、国際放送対応ラジオを御用意ください。

(2) 一時避難場所及び緊急時避難先

ア. 一時避難場所の検討

大規模自然災害又は騒乱に巻き込まれないように、常に周囲の状況に注意を払い、情報を収集し、危険な場所に近づかないよう心掛けてください。一般に緊急事態が発生した場合、自宅が最も安全ですが、発生する事態によっては自宅の安全が確保されないことがあるため、こうした緊急事態に巻き込まれそうになった場合に備えて避難先を日頃から考えておくことが重要です。自分がどこにいるのか(勤務先、通勤途中、自宅等)、どのような事態に巻き込まれる可能性があるのか等、蓋然性の高い幾つかのケースを予め想定し、各自の避難先を検討してお

いてください。

イ. 緊急時避難先

緊急事態の状況に応じて、緊急避難先を大使館又は大使公邸に設定し、避難をお願いすることがあります。住所は以下のとおりですが、予め複数ルートを検討してください。

大使館: Calle El Mirador y 89 Avenida Norte, Edificio World Trade Center , Torre 1
6° Nivel, Colonia Escalon, San Salvador

大使公邸: Avenida La Capilla No.615, Colonia San Benito, San Salvador

(3) 緊急事態における携行品等、非常用物資の準備

ア. パスポート、現金及び貴重品等最低限必要なものは、すぐに持ち出させるよう予めまとめて安全な場所に保管しておいてください。

イ. 緊急事態発生時には、一定期間自宅待機が必要なケースもありますので、非常用食糧、医薬品、水、燃料等を最低限10日分程度保管しておくようにしてください。

ウ. 準備しておくべき物は別紙2「緊急事態に備えてのチェックリスト」を参考としてください。

2. 緊急時の行動

(1) 基本的な心構え

緊急事態が発生した場合、大使館は邦人保護に万全を期すため、情報収集、情勢判断及び行動方針を策定し、あらゆる連絡手段を駆使し、情報発信できるよう努めます。非常時には、平静を保つよう意識し、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれることのないよう注意してください。

(2) 情勢の把握

ア. 大使館からの連絡は、基本的に電話又は電子メールを使用しますが、通信インフラが遮断された場合、現地報道機関(新聞、テレビ、ラジオ等)にて情報発信しますので、特にラジオを受信できるようにしてください。

イ. 緊急事態発生時は、現地報道、海外報道、衛星放送等による情報収集を心掛けて下さい。

・RNE(エルサルバドル) FM 96. 9Mhz

・ラジオ・ジャパン(NHK海外放送) 6105KHz(日本時間11:00~13:00)

※季節により周波数が変更されますので、最新の周波数を常にご確認ください。

・在エルサルバドル日本大使館緊急 FM 放送 FM88. 00

※緊急 FM 放送はサンサルバドル市内でのみ受信可能です。

(3) 大使館への通報

ア. 緊急事態発生時(自分や家族または他の邦人の生命・身体・財産に危害が及び、又は及ぶ恐れがあるとき)は、速やかに大使館へ連絡してください。

イ. 緊急事態発生の際は、相互扶助の精神で対応に当たる必要があります。大使館から皆様にご協力をお願いする場合がありますので、その際は、ご理解ご協力の程、お願いします。

(4) 国外への退避

ア. 事態がに悪化し、各自又は企業等の判断により自発的に帰国、あるいは第三国へ退避する場合は、その旨大使館へ通報してください。大使館への通報が困難な場合は、日本のご家族等より、外務省領事局海外邦人安全課(03-3580-3311)等へ通報してください。

イ. 大使館が「国外避難勧告」を発出した場合、一般商用便が運航している間は、同便を使って可能な限り早急に国外へ退避してください。一般商用便の運航がなくなった場合、あるいは満席で搭乗できない場合等には、臨時便やチャーター便並びに陸路での退避手段をご検討ください。

ウ. 事態が切迫し、大使館より退避または避難のための集合が指示された場合は、大使館が指定する緊急避難先に集合してください。状況によっては、避難先で長時間待機する可能性も想定されますので、衣類や非常用物資等、必要最小限のものをご持参ください。

エ. 大使館主導で国外退避する場合、以下のルートを検討しています。

(空路)チャーター便でエルサルバドル国際空港、イロパango空港からグアテマラへ退避予定。

(陸路)大型バス、自家用車を利用して以下のとおり退避予定。

ルート1:サンクリストバル国境を経てグアテマラ

ルート2:ラアチャドゥーラ国境を経てグアテマラ

ルート3:アマティージョ国境を経てホンジュラス

別添1

緊急連絡先

<警察>

TEL:911(日本の110番に相当)

TEL:122(誘拐等の凶悪犯罪の通報先)

<入国管理局>

TEL:2213-7700, 2213-7778

<消防>

TEL:913(日本の119番に相当) TEL:2527-7300(セントロ署本部)

<救急車(赤十字)>

TEL:2239-4900

緊急:2222-5155, 2239-4914 (注:日本のように対応は早くありません。)

<医療機関>

オスピタル・デ・ディアグノスティコ (HOSPITAL DE DIAGNOSTICO) 総合緊急病院

住所: Paseo General Escalon y 99 Avenida Norte,

Edificio Villa Vicencio Plaza, Colonia Escalon, San Salvador

TEL:2506-2000, 2528-2000

オスピタル・デ・ラ・ムヘール (HOSPITAL DE LA MUJER) 総合緊急病院

住所: Entre 81 y 83 Avenida Sur y Calle Juan Jose Cañas,

Colonia Escalon, San Salvador

TEL:2555-1200

緊急:2555-1215

<大使館>

在エルサルバドル日本国大使館 (EMBAJADA DEL JAPON)

住所: Calle El Mirador y 89 Avenida Norte, Edificio World Trade Center, Torre 1 6° nivel

Colonia Escalon, San Salvador

TEL:2528-1111

FAX:2264-6061

開館時間(月曜～金曜)08:30-12:30, 14:00-17:00

土曜, 日曜, 祝日の緊急電話番号: 7886-1263

領事担当官携帯電話番号: 7885-6763

別添2

緊急事態に備えてのチェックリスト

1. パスポート等

- (1) パスポートは残存有効期限が6ヶ月以上あることが望ましく、日頃からパスポートの有効期限を確認してください。なお、残存有効期限が1年未満のパスポートは更新することが出来ます。
- (2) 緊急事態に備えパスポートの最終頁の「所持人記載欄」に必要事項を記載してください。その際、余白に血液型も記載してください。
- (3) 当国発行の身分証明書(外国人登録証明書, 滞在許可証等)はいつでも持ち出せる状態で保管してください。

2. 現金, 貴金属, 貯金通帳, 有価証券及びクレジットカード

これらの物はパスポート同様すぐ持ち出せるよう保管してください。現金は家族全員が1ヶ月程度生活できる額を最低限用意しておくことをお勧めします。

3. 自動車の整備

- (1) 自動車は常時整備する。
- (2) 燃料は常時半分以上入れる。
- (3) 車内に懐中電灯, 地図等を備える。
- (4) 車を所有していない場合は, 平素から近隣の友人等と連絡を取り, 必要な時に同乗できるように相談しておく。

4. 携行品の準備

直ぐに持ち出しできる場所に, 次の携行品を準備することをお勧めします。

- (1) 衣類・着替え(動き易いもの)
- (2) 履物(動き易く靴底の厚い丈夫なもの)
- (3) 洗面用具(タオル, 歯磨きセット, 石鹸等)
- (4) 非常用食糧等

水, 缶詰, インスタント食品及び保存食を家族全員が10日間程度生活できる量

(5) ラジオ

NHK海外放送(ラジオ・ジャパン)等が受信できるもの(可能であれば, 手回しで充電ができ, 外部電力供給付きのものが望ましい)。

(6) その他

医薬品, 虫除け, 懐中電灯, 簡易トイレ, 電池, ライター, ロウソク, ナイフ, 缶切り, 栓抜き, 携帯用食器, 箸, 固形燃料, 簡単な炊事用具, ヘルメット, 防災頭巾, 予備の眼鏡等。

別添3

簡単な緊急時の現地語表現(スペイン語)

たすけて！（アウシリオ）
危ない！（クイダード）
お願いします（ポル ファボール）
泥棒（ラドロン）
火事（インセンディオ）
警察（ポリシア）
事故（アクシデンテ）
保険（セグーロ）
わかりません（ノー エンティエンド）
警察を呼んで下さい（ジャメ ア ラ ポリシア）
救急車を呼んでください（ジャメ ア ラ アンブランシア）
消防車を呼んでください（ジャメ ア ロス ボンベーロス）
タクシーを呼んでください（ジャメ アル タクシー）
私は怪我をしています（エストイ エリード）
病院に連れて行ってください（ジェベメ アル オスピタル）
日本大使館に連絡してください（アビセ ア ラ エンバハーダ デル ハポン）
私は日本人です（ソイ ハポネス(男性の場合) ソイ ハポネサ(女性の場合)）
事故に遭いました（エ テニド ウン アクシデンテ）
ゆっくり話してください（アブレ マス デスパシオ ポル ファボール）
もう一度お願いします（オトラベス ポル ファボール）
電話をお借りできますか（プエド ウサール ス テレフォノ）
私はお腹が痛い（テンゴ ドロール デ エストマゴ）
私はスペイン語を話せません（ノー アブロ エスパニョール）